

**国債店頭取引清算業務における損失補償財源の拡充に伴う
「国債店頭取引清算業務に関する清算参加者の破綻処理に関する規則」の一部改正について**

I. 改正趣旨

当社の国債店頭取引清算業務において、損失補償財源における当社負担分（決済保証準備金）の拡充を目的として、「国債店頭取引清算業務に関する清算参加者の破綻処理に関する規則」について別紙のとおり、所要の改正を行います。

II. 改正概要

・第一階層国債店頭取引決済保証準備金及び第二階層国債店頭取引決済保証準備金について、金額及びその全部又は一部が取り崩された場合に当社が取り崩された額と同額の決済保証準備金を積み立てるときの累計額の上限金額を変更します。

（備 考）

・国債店頭取引清算業務に関する清算参加者の破綻処理に関する規則第3条、第4条、第37条第2号

III. 施行日

2026年10月1日から施行します。

以 上

別紙

国債店頭取引清算業務における損失補償財源の拡充に伴う 国債店頭取引清算業務に関する清算参加者の破綻処理に関する規則の 一部改正新旧対照表

目 次

1. 国債店頭取引清算業務に関する清算参加者の破綻処理に関する規則の一部改正新旧対照表・・・	1
--	---

国債店頭取引清算業務に関する清算参加者の破綻処理に関する規則の一部改正新旧対照表

新	旧
(第一階層国債店頭取引決済保証準備金の積立て等) 第3条 当社は、第一階層国債店頭取引決済保証準備金として<u>22億5千万円</u>を積み立てる。 2 本業務方法書等の定めるところにより第一階層国債店頭取引決済保証準備金の全部又は一部が取り崩された場合には、当社は、その都度、取り崩された額と同額を第一階層国債店頭取引決済保証準備金として積み立てる。本項の規定に基づく積立ての累計額は、<u>22億5千万円</u>を上限とする。	(第一階層国債店頭取引決済保証準備金の積立て等) 第3条 当社は、第一階層国債店頭取引決済保証準備金として<u>20億円</u>を積み立てる。 2 本業務方法書等の定めるところにより第一階層国債店頭取引決済保証準備金の全部又は一部が取り崩された場合には、当社は、その都度、取り崩された額と同額を第一階層国債店頭取引決済保証準備金として積み立てる。本項の規定に基づく積立ての累計額は、<u>20億円</u>を上限とする。
(第二階層国債店頭取引決済保証準備金の積立て等) 第4条 当社は、第二階層国債店頭取引決済保証準備金として<u>22億5千万円</u>を積み立てる。 2 本業務方法書等の定めるところにより第二階層国債店頭取引決済保証準備金の全部又は一部が取り崩された場合には、当社は、その都度、取り崩された額と同額を第二階層国債店頭取引決済保証準備金として積み立てる。本項の規定に基づく積立ての累計額は、<u>22億5千万円</u>を上限とする。	(第二階層国債店頭取引決済保証準備金の積立て等) 第4条 当社は、第二階層国債店頭取引決済保証準備金として<u>20億円</u>を積み立てる。 2 本業務方法書等の定めるところにより第二階層国債店頭取引決済保証準備金の全部又は一部が取り崩された場合には、当社は、その都度、取り崩された額と同額を第二階層国債店頭取引決済保証準備金として積み立てる。本項の規定に基づく積立ての累計額は、<u>20億円</u>を上限とする。
(回収金等の分配を受ける清算参加者が存在しない場合の取扱い) 第37条 当社は、業務方法書第84条第1項各号の額の分配を受ける清算参加者が存在しない場合には、次の各号に掲げる順序に従い、当該各号の定めるところにより当該額からその回収等に要した諸費用を控除した残	(回収金等の分配を受ける清算参加者が存在しない場合の取扱い) 第37条 当社は、業務方法書第84条第1項各号の額の分配を受ける清算参加者が存在しない場合には、次の各号に掲げる順序に従い、当該各号の定めるところにより当該額からその回収等に要した諸費用を控除した残

額を処理するものとする。 (1) (略) (2) 当社は、前号による積立て後の残額を、第二階層国債店頭取引決済保証準備金の積立額が<u>22億5千万円</u>に満つるまで、第二階層国債店頭取引決済保証準備金として積み立てる。 (3)・(4) (略) 付 則 この改正規定は、令和8年10月1日から施行する。	額を処理するものとする。 (1) (略) (2) 当社は、前号による積立て後の残額を、第二階層国債店頭取引決済保証準備金の積立額が<u>20億円</u>に満つるまで、第二階層国債店頭取引決済保証準備金として積み立てる。 (3)・(4) (略)
---	---